

登録申請書の提出書類一覧

書類の名称	根拠条項 (様式)	申請時の注意点
登録申請書 <第一面> 申請者、実務経験、国土交通大臣の認定、試験及び業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項 <第二面> 収入証紙貼付欄	法第19条第1項 省令第14条の3 (省令様式第5号)	3万7千円分の北海道収入証紙を<第二面>収入証紙貼付欄に貼付し、受付後消印する。過貼付は還付しない場合があるので、必ず申請手数料相当額分を貼付する。 北海道収入証紙は、主に道内の銀行、コンビニなどの北海道証紙売りさばき所で購入できる。 北海道収入証紙に関するホームページ (北海道証紙売りさばき所地区別名簿の掲載等あり) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kjc/syoushi.htm
誓約書	省令第14条の3 (省令様式第6号)	証明者の印は申請書と同じものを押印する。
合格証書原本(確認用)及び写し(提出用)		登録申請書 14 欄の記入内容と照合した後、原本は返却される。写しは申請書に添付する。
顔写真	省令第14条の3 第2項	申請前6か月以内に撮影したもの。 縦3cm、横2.4cmの大きさを、顔の大きさが約2cmに写っているもの。 無帽、正面、上半身、無背景のカラー写真。ポラロイド写真や画像が不鮮明なカラーコピーは、貼付できない。
未成年者が、営業に関し成年者と同一能力を有することを証する書面	法第18条第1項 省令第14条の3 第3項第1号	申請者の住所、氏名及び生年月日並びに法定代理人の住所及び氏名を記載し、「申請者の法定代理人が宅地建物取引業の従事することを許可する」内容の書面を提出する。
実務経験を有する者等を証する書面	省令第14条の3 第3項第2号	
実務経験が2年以上ある者		
実務経験証明書	(省令様式第5号の2)	宅地建物取引業者の代表者が証明する。 申請者が宅地建物取引業者(法人であるときはその役員)であるときは、原則として他の宅地建物取引業者等が証明する。 申請日において、申請者が実務を経験した宅地建物取引業者に勤めていないなど、実務経験の証明を得ることが困難な場合は、公的機関の発行した書類(社会保険資格証明、雇用保険被保険者通知書、源泉徴収票)等客観的に勤務状況が把握できる書類を提示する。
従業者名簿の写し	(省令様式第8号の2)	申請者が実務を経験した宅地建物取引業者が事務所ごとに備えているものの写しを添付する。
登録実務講習修了者		
登録実務講習実施機関発行の修了証		
国、地方公共団体等における実務経験が2年以上ある者		
国、地方公共団体等による実務経験証明書		証明書には、宅地建物取引業務に従事していたことがわかる事務分掌及び履歴書を添付する。

登記されていないことの証明書	法第18条第1項 省令第14条の3 第3項第3号	発行日から3か月以内のものを添付する。 日本在住の外国人の場合も提出する。 札幌法務局、函館、旭川、釧路各地方方法務局戸籍課で証明書の交付を受ける。
身分証明書	法第18条第1項 省令第14条の3 第3項第4号	本籍地のある市区町村が発行した、発行日から3か月以内のものを添付する。 日本在住外国人の場合は、登録原票記載事項証明書（発行日から3か月以内）とともに、「成年被後見人及び被保佐人と見なされる者ではない」「破産者でない」ことを本人が誓約した書面を添付する。 国外在住の外国人の場合は、当該外国人についての本国の公的証明書（公証人による証明書など）とその和訳文又は本人の誓約書を提出する。
<p>「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」（東京法務局ホームページからの抜粋）</p> <p>平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。</p> <p>そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うこととなります。</p> <p>その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。</p> <p>なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によってのみ証明されることとなります。 （東京法務局ホームページの該当部分は http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no6.html を参照）</p>		
住民票の抄本(申請者本人の分)	省令第14条の3 第4項	発行日から3か月以内のものを添付する。 本籍・続柄の記載は不要。 日本在住外国人の場合は、「登録原票記載事項証明書」（発行日から3か月以内）を添付する。 コピーは不可。
従事者証明書	(省令様式第8号)	現在、宅地建物取引業者に勤務し、宅建業に従事している場合、申請者が携帯している従事者証明書を提示する。

- (注) 1 記載内容を確認するため、別に書類を求めることがある。
2 紙による申請の提出部数は1部である。
3 電子申請システムによる申請をした場合は、別送する添付書類（各種公的証明書類など）の提出部数は1部である。